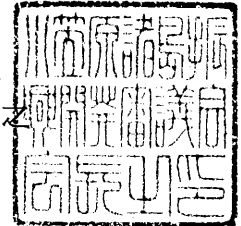


小笠原審第 3 号

平成25年7月12日

国土交通大臣 太田昭宏 殿

小笠原諸島振興開発審議会
会長 岡本伸

小笠原諸島の振興開発について

本審議会は、小笠原諸島振興開発計画の最終年度にあたり、小笠原諸島の振興開発に関して今後とるべき措置につき審議した結果、小笠原諸島振興開発特別措置法第11条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を申し出ます。

記

昭和43年6月に我が国に復帰した小笠原諸島については、昭和44年度の復興計画以来、数次にわたる計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置し、島民が戦時中に強制的に疎開させられ、戦後の24年間帰島できなかったこと等、地理的、自然的、社会的、歴史的な特殊事情による不利性及び課題を克服するための諸施策が積極的に講じられてきた。これらの施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や小笠原諸島の住民の不断の努力により着実に実施され、相応の成果を上げてきたところである。

しかしながら、前述の特殊事情に起因して、交通アクセスの整備のほか、住民の高齢化の進展を踏まえた保健・福祉・医療の充実や、住宅等の公共施設の老朽化、帰島の促進などといった課題が依然として存在し、住民生活の安定や地域経済の活性化に大きな影響を与えている。加えて、東日本大震災発生時に島内に実際の被害が発生したことも踏まえ、今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対しての備えが喫緊の課題となっている。

一方、小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であり、平成23年6月には世界自然遺産に登録されたところである。このことは、登録時の勧告を踏まえた外来種対策の継続や開発における適切な環境配慮など、世界的価値を有する自然の保全や再生、継承の必要性が一層高まっていることを意味しており、その保全等に努めると同時に、こうした特質を世界に発信し、その価値を広く普及させることが必要である。

離島の国家的な役割が再確認される中、小笠原諸島が我が国の排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用などに従来にも増して重要な役割を担っていることにかんがみ、地理的及び自然的特性を生かした振興開発を引き続き強力で推

進していくことが必要である。このため、今後の小笠原諸島の振興開発においては、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、住民生活の安定・利便性の向上等に向けた取組を、自然環境との調和・共生を図るとともに、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、進める必要がある。

具体的には、基幹産業である農業、漁業について、生産基盤の整備や新規就業者確保等のための環境整備に引き続き取り組むとともに、世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、エコツーリズムなど小笠原諸島固有の自然環境保全と両立した観光の振興に取り組む。その際、小笠原諸島特有の農水産資源を観光産業等に活用することにより6次産業化を図るとともに、農作物及び水産物の資源賦存状況を把握しつつブランド化を目指す。また、改善された情報通信アクセスを活用して、海外も視野に入れた積極的かつ適切な情報発信による産業の振興や医療等における住民サービスの質的向上に取り組む。一方、遠隔離島として防災上の危機管理のため、避難道路・港湾施設の整備や公共施設の高台への移転、避難救援体制の充実、再生可能エネルギーの活用など津波災害を念頭に置いた総合的な防災対策を推進する。また、妊産婦の支援や高齢者福祉の充実といった医療福祉サービスの維持向上、公営住宅の老朽化や耐震化への計画的な対応等にも取り組んでいく。さらに、これら基幹産業の振興、医療福祉サービスの推進等を担っていくための人材育成・人材確保を戦略的に進める必要がある。

なお、交通アクセスの整備については、航空路の開設に関し、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等、調査・検討していくとともに関係者間の円滑な合意形成を図る必要がある。また、現在の定期交通手段である航路について、船舶の経年劣化に対する代替船の整備に当たり、島を取り巻く状況の変化、島民・来島者のニーズの変化などを考慮しつつ、港湾施設の整備も含め、関係者間での十分な検討が必要である。この際、小笠原諸島が本土から約1,000km離れた外海に位置する等の特殊事情も考慮する必要がある。

このような施策を展開し、地域の抱える諸課題の克服と将来の発展に向けた振興開発を図り、もって小笠原諸島の自立的発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資するためには、小笠原諸島の特性を生かした地域の主体的な取組を国及び東京都が支援し、引き続きハードとソフトを一体とした総合的な施策を実施することが必要である。

以上のような施策を展開していくためには、政府は、平成26年度以降の小笠原諸島の振興開発についても、国が策定する基本方針の下、東京都が振興開発計画を策定し、地域住民の参画を一層進めた地域の主体的な取組を推進する法的枠組みにより、小笠原諸島振興開発計画に基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである。

また、それらの特別な措置に基づく振興開発を着実に実施していくためには、関係地方公共団体において引き続き振興開発計画の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策が講じられることが必要であり、諸施策の目的の明確化と定期的評価の実施により、適切なフォローを実施するべきである。